

# 紹介状なしの初診の方へ

平成 28 年 6 月 1 日より初診時紹介状をお持ちでない患者さんには、**2,000 円 (税込)**を徴収いたします。

次の場合は「選定療養費」はご負担となります。

- ・ 当院に初めて来院された方
- ・ 診療日の間隔が 3 ヶ月以上開いて受診される方
- ・ 病気が医師の判断で「治ゆ」となった後に再び受診される方

次の場合は「選定療養費」はご負担いたしません。

- ・ 他院からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ・ 緊急な診療を必要とされる方（救急車で来院された方）
- ・ 生活保護の医療扶助の対象となる方
- ・ 特定の疾患や障害などで、各種公費負担制度の受給者となっている方
- ・ 今回受診する科は初めてであるが、当院の別の科に通院されている方
- ・ 当院で受けた人間ドックで再検査をすすめられた方